

見られているが、守られてはいない-監視カメラ下の安全という神話-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院教養デザイン研究科 公開日: 2013-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メリッサ, ウンゴ, 桜井, 直文, 篠原, 純一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14245

【特集 見る】

見られているが、守られてはいない

——監視カメラ下の安全という神話

メリッサ・ウンゴ
訳 桜井直文 篠原純一郎

はじめに

監視カメラというものがある人びとは申し分なく良いものだと思っている。しかし、他の人びとはそれをジョージ・オーウェルの「ビッグ・ブラザー」、つまり、文化的な「きまり」からはずれた行動を監視して罰する全能で全体主義的な力のようなものと見ている。一挙一動のすべてが監視されていることへの恐れのため、人

見られているが、守られてはいない

びとは自宅に引きこもり、街路は空になり、歩道にもひとの姿が見えなくなり、その結果、街路や歩道は、カメラがそれを見つけ、それを防止するはずのその犯罪にかえって犯罪にさらされやすくなる。ジェイン・ジェイコブスは、街路の安全に関してつぎのように書いている。「まず知らなければならぬことは、都市における公共の平和、つまり、歩道と街路の平和をまず第一に守るのは、警察ではない、ということである。たとえ警察がど

んなに必要なものだとしてもである。それを第一に守っているのは、あるネットワーク、つまり、人びとの自発的な管理と、人びとのあいだで人びと自身がおたがいに強いている規範意識とによってつくられる微妙でほとんど無意識的なネットワークなのである」と^①。ジェイコブズの見方は、監視カメラの使用とその効果をめぐるとんな議論にも通用する。彼女が具体的に示している通り、人びとの活気であふれた街路と歩道こそ、生命のないカメラの匿名のレンズよりもずっとすぐれた安全のかたちなのである。端的に言って、人間の関与の代わりになるものはない。人間の関与こそ、コミュニティが管理でき、強化できる最善の安全のかたちなのである。

監視カメラシステム(CCTV「閉回路テレビ」としても知られている)は、犯罪の事後捜査に役だっているが、しかし、研究が示しているように、このシステムは、実質的に犯罪を減らしてはいない。たしかに、犯罪の事後に警察がCCTVの記録を確認して犯人を発見できることもある。二〇〇五年夏のロンドンでの爆破事件のときがそうである。しかしながら、くまなくすべてを監視しているカメラですら犯人を特定できなかったこともある。たとえば、最近のワシントンDCでの放火事件

の捜査では、何千時間分ものビデオテープをもってしても犯人は見つからなかった。しかも、CCTVの使用にともなう重大な問題がある。監視カメラのオペレーターによるその濫用や、人種的なプロファイリング「人種的偏見にもとづいて特定の対象をターゲットにすること」などである。二〇〇六年の「BBCニュース」によれば、イングランドの二人の男が、CCTVを使って一人の女性の家のをぞき、彼女の親密な時間をひそかに観察していた^②。数時間ものあいだ、街頭のカメラのレンズを通して、CCTVのオペレーターたちは、その女性が、浴室を使用したり、脱衣して入浴するところを、また、ボーイフレンドとロマンチックな行為をしているところをじっと見ていたのである。

監視カメラのような装置を評価する際、われわれが見る必要があるのは、そうした装置が、犯罪を防止し人命を救うのにどれだけ効果があるかということと、それが市民的な自由に対してどれだけ影響をおよぼすかということとのかねあいである。ある種の犯罪(たとえば車泥棒のような)をちょっとだけ減らすことと、プライバシーの権利に対して巨大な負荷をかけることを秤にかけてみれば、CCTVシステムは、たとえ無用ではないと

しても、市民的な自由に犠牲を強いるには値しないことがわかる。そうした犠牲を、われわれは、自分が無実であることを証明するためにたえず監視されることに「同意」するとき、市民的な自由に対して強いことになるのである。CCTVシステムを製作し設置することにかかる莫大な時間と金額は、それが犯罪に対してもつ効果とまったく釣り合わない。それなのに、そのシステムの支持者たちは、監視カメラの成功と対費用効果を「証明」と称する紋切り型の声明をまるでこだまを返すように繰り返してつづけている。そうした声明を仔細に検討するなら、それが神話であることがはっきりする。その神話のインチキさを暴露するのは、ジャーナリスト、法学者、NGOらによって集められた山のような証拠である。

一 「公共の場ではプライバシーの権利は存在しない」という神話

「この神話に対して」現実はこうである。すなわち、権利は存在する。匿名性の権利がそれである。われわれには公共の場で特定されない権利がある。しかし、たえずカメラによる監視にさらされていけば、それは不可能

である。技術が変化し、監視装置がますます小さくなるにつれて、州政府と連邦政府の双方は、公共空間での撮影行為を制限する法律を通してきた。「ビデオによるのぞき行為予防法」は、公共空間でプライバシーを期待する権利を認め、とくに、人びとや集団に対してつぎの行為を禁じている。すなわち、ある個人のプライバシー部分の映像を、その個人の同意なく、ビデオや写真や映画など、いかなる手段によってであれ、意図的に記録ないし放送すること、しかも、当該個人がプライバシーへの合理的な期待をもつ状況下でそうすること、である。⁽¹⁾個人の「プライバシー部分」⁽²⁾ののぞき見の写真にこの法は焦点を当てているけれども、法律は、公共空間においてさえプライバシー「の権利」があるという考え方を強化している。観察し記録する技術が発達したからといって、この権利が骨抜きになることはない。人間の精神は、ある場面のすべての細部を把握することはできないし、それを再現することもできない。というのも、記憶をコード化する創造的なプロセスがあって、それが不正確さを創りだすからである。⁽³⁾なにかおかしな出来事が起こらない限り、われわれは歩道でたがいにすれ違っても、いま通り過ぎたばかりの人びとの特徴をすぐに忘れ

見られているが、守られてはいない

てしまう。このように、特殊なデータを完全には思い出すことができないということこそ、人びとに公共空間での匿名性を期待させるものなのである。だれも、ふつうの生活をおくっているあいだ、たえず認識され、分類されているというようなことを期待してはいない。それなのに、監視カメラは、われわれが周囲とやりとりしているすべての細部を記録し、その細部を限りなく再現し精査できるようにしているのである。

二 「なにも『悪い』ことをしていないなら、見られていてもかまわない」という神話

「この神話に対して」現実はどうである。合法的な行為でありながら、一般の前にはさらしたくないと人びとが思うようなたくさんの行為がある、ということである。たとえば、不妊治療のクリニックに入ったり、ゲイバーに入ったりするような行為がそうである。人間の行動は複雑である。あるやりとりが、そのやりとりの文脈から切り離されて他人から見られると、その状況についての不完全、ないし、不正確なイメージをあたえることがある。このことは、「悪い」行為の定義についての興

味深い問題を提起する。すなわち、正しいとか悪いとかいうことをいったいだれが定義するのか、ということである。定義は主観的であり、ひとがどのような見方をとるかによって変わりうる。そしてその見方は、先入観や偏見によって歪められうるし、人種的なプロフィールングや人種差別のような問題にもつながりうるのである。諸研究によってつぎのことが示されている。すなわち、CCTV使用の問題として、人種差別が行われる恐れが深刻にある、ということである。ハル大学の刑事学および刑事裁判センターの研究者であるクライヴ・ノリスとゲイリー・アームストロングは、CCTVシステムについて調査し、つぎのような調査結果をえた。すなわち、「黒人は、人口にしめるその割合から期待される頻度より一・五倍から二・五倍多く監視されがち」であり、しかも、「若くて、男性で、そして、黒人だと、まず間違はなく、そして、並はずれた頻度でターゲットにされていた。それも、かれらが犯罪や秩序紊乱に関与しているからというわけではなく、『とくにはつきりした理由なしに』であり、ただ無条件に疑わしいというだけで、そうされていた」のである。

人種的なプロフィールングは一つの問題にすぎない。

もう一つの問題はCCTVの濫用である。ニューヨークで行われた二〇〇四年共和党全国大会のあいだ、赤外線カメラを搭載した警察のヘリコプターが、デモ参加者をモニターするために配備された。しかし、搭乗していた警官たちは、そうする代わりに、アパートのテラスでのカップルの親密でロマンチックな行動を撮影していた。⁸⁾ カップルは、植木の壁の背後のほとんど完全な暗闇に包まれていたが、それにもかかわらず、警官たちはかれらをテープに収めることができたのである。二〇〇五年二月には、サンフランシスコのある警官が、監視カメラを使ってサンフランシスコ国際空港にいる女性たち窃視していた。かれは彼女たちの胸や尻にフォーカスを当てていたのである。⁹⁾

あからさまなぞき行為という濫用をこえてさらに悪質な監視カメラシステムの悪用もある。つぎのような事例がそれである。すなわち、役所の役人が平和的なデモを記録し、参加者たちがどんな法律も破っていないのに、かれらの一人ひとりがだれであるかを特定しようとしていたという事例である。¹⁰⁾ 平和的で、憲法によって守られている自由な集会なのに、そのあいだじゅう記録されているということは、民主主義的な社会が機能するの

見られているが、守られてはいない

に必要な個人的な自由が危険にさらされているということである。というのも、匿名性がこのようにして失われれば、言論は萎縮するし、遠慮ない発言をする者も仕返しを恐れるようになるからである。その実例として、ニューヨーク市警の警官グループがいる。そのグループが二〇〇四年の契約交渉に抗議するデモを行ったときに市側がとった警察戦術についてかれらは市を告訴した。¹¹⁾ というのも、かれらの部署の内務局は、抗議デモをする警官たちがシュプレヒコールをし、市と警官組合のあいだでの話し合いについて書いたパンフレットを人びとに配っているところを、そうした警官たちにねらいを定めてビデオにとり、そして、そのデモがいかなる犯罪行為でも違法行為でもないということを後に市側は法廷でまさに認めたにもかかわらず、そのテープは「犯罪者に関する資料のように」ファイルに保管されていたからである。かれ自身警官で、「警官」組合の役員でもあるジョゼフ・アレハンドロはつぎのように証言している。「内務局が「このような」なにかをテープに収めていると思うだけで背筋に冷たいものが走る」と。

ビデオの記録で特定されるのは、抗議デモの参加者たちだけではない。支持団体の人びとも公的な視線にさら

されるべきではない。ちょうどそれは、有名人が麻薬中毒者やアルコール中毒者の会から出てくるのを写真にとられる場合「に、その会の支持者たちが写真にとられるべきでないの」と同様である。また、そのプライバシーを守るに値するのは、たんに中毒からの回復プログラムに参加している人びとだけではない。すべての患者がそうである。なぜなら、合衆国保健福祉省によれば、プライバシーが「健康管理を、個人に対しても人口全体に対しても効果的におよぼすのに必要」だからである。^⑫ あなたの医者通いが公的に開示されるなら、と想像してみよう。それでもあなたは、精神科医のもとに通って、仕事のストレスや、中毒や、産後の鬱状態や、愛する人の死について相談するだろうか。考えてみよう。あなたは、自分のさまざまな面を、医者や、上司、配偶者、子ども、そして、他の人びとに対して見せている。だからといって、ひとがなにか「悪い」ことをしているとか、「有罪」であるわけではない。問題は、他人が「あなた」をどう見るかを、あなた自身がコントロールする権利と自由をもつ、ということなのである。

三 「監視カメラは著しく犯罪を減らす」という 神話

「この神話に対して」現実はこうである。CCTVシステムは、犯罪の事後的な捜査においてはいくぶんかの成功をおさめているものの、諸研究が示すところによれば、犯罪そのものに対しては最小の効果しかない、ということである。^⑬ イギリスには四二〇万台の監視カメラがあると言われているが、そのイギリスで、アメリカの国家公安局に当たるイギリスの内務省による二〇〇五年の研究報告で明らかになったのは、対象となった一四地域うちの二三地域で、CCTVにもかかわらず犯罪が減少していない、ということだった。^⑭ 町の中心部、病院、住宅地域に設置されたシステムが調べられたが、統計学的に有意な数字で犯罪が減少したのは、駐車場に設置されたシステムの場合だけだった。過激な犯罪もまた、カメラによって抑止された証拠はなかった。ロンドンの広域監視カメラシステムは、市内で約二〇万台のカメラを稼働させているが、それでも、五二名の死者をだした二〇〇五年七月七日のテロ事件は予防できなかった。また、二〇〇七年七月に、ロンドンの劇場地区の人混みの

なかで犯人たちが爆弾を爆発させようと企てたときも、カメラはそれを抑止できなかった。ロンドン市警にその危険を知らせたのはカメラではなく、いち早くそれに気づいた市民たちだった。もっとも、事件のあとで、CCTVの記録映像が警察によって捜査のために利用された。しかし、その事後的な犯罪捜査においてすら、CCTVがなんら役に立たなかったこともある。二〇〇五年、ワシントンDC警察は、二年におよぶ連続放火事件の調査を終えた。その調査において、数千時間分もの監視テープが調べられ、そのなかには、捜査陣によってとくに設置されたカメラからのテープも含まれていた。しかし、放火犯はこれらのテープに一度たりとも映っていなかったのである。この男、つまり、三年間で四五の住宅とアパートに放火した男が特定されたのはむしろ、犯罪現場のなかの四箇所に残された証拠品のDNA鑑定によるものだった。あるアメリカの研究によれば、デトロイト、マイアミ、オークランドの行政担当官は、効果がとほしいという理由で、カメラシステムの利用をやめてしまった。⁽¹⁶⁾

イギリス内務省によるもう一つべつの研究報告でわかったことは、カメラの使用にはある逆効果があつて、そ

見られているが、守られてはいない

れは、警察や住民の警戒心が、「かれらがCCTVに頼りはじめるにつれて薄れ、そのことが、あらたな犯罪の可能性と、人びとが警戒心をもつことによって生じる利益の減少という双方を生み出してしまふ」ということである。⁽¹⁷⁾ このような逆効果はほかにもあつて、それは、歩道につねに監視の目があるために、犯罪者ばかりでなく、すべての人びとを自分の家のなかに引きこもらせてしまふことである。ニューオーリンズのカメラシステムについての『ワイアド』誌の二〇〇五年のインタビューに答えて、刑事マイク・キャランバットは言った。「こうしたカメラをつけりゃ、やつらは、光をあてられたゴキブリのようにちりぢりに逃げ出すのさ」と。⁽¹⁸⁾ だが、「ちりぢり逃げ出す」のは犯罪者だけではない。一般市民も通りにでなくなる。そして、そのことがあらたな問題をつくりだす。ジェイン・ジェイコブズが言うように、「人びとによってよく使われている街通りは概して安全だが、ひとが寄りつかなくなった街通りは概して安全でない」。⁽¹⁹⁾ 二十四時間監視したからといってそれは犯罪予防の万能薬にはならない。とりわけ、そうした監視によつて、人びとが歩道を避けるようになり、かえつて近隣の安全と、人びとの通りの自由がなくなつてしまふとき

にそうである。つまり、一般に犯罪防止には効果がない監視カメラによって人びとの通りの自由がなくなってしまうのである。

四 「監視カメラは『安上がり』な犯罪予防策である」という神話

「この神話に対して」現実是这样である。個人のプライバシー権を侵害しているというコストについてはいまは言わないにしても、一台あたりのコストが一〇万ドルもするCCTVシステムは、さもなければより効果的な犯罪予防のやりかたに振り向けられたかもしれない資金と人材を、そうしたシステムのために使ってしまったのである。経営コンサルティング会社「ナショナル・キャピタル・エリア」のブーズ・アレン・ハミルトンによって行われた研究のなかで、つぎのような報告がなされている。「(公園管理会社の)ナショナル・パーク・サービスが)利用できるもつとも効果的な対策は、係員を巡回させることである。コンピューターも他のどんな技術装置も、人間の係員にとってかわることはできない。「たとえば」テロの可能性がある状況かどうかについて論理的かつ分析的に結論がだせるという点で、人間の知

覚のシステムと頭脳にまざる技術装置はまったくないからである²²⁾。どんなにハイテクでも、また、どんなにいたるところに設置されていようと、カメラのレンズは、人間の注意や関与の代わりにはならない。CCTVシステムに資金をつぎこむくらいなら、経験を積んだ警官を雇ったほうがよい。過去一〇年間でイギリスは、公的資金から、推定五億ポンド(約一〇億一〇〇〇万ドル)もCCTVシステムのために使っている。二二五〇台の監視カメラシステムを稼働させるためのオペレーション・センターにシカゴは四三〇〇万ドルつきこんだが、それだけあれば、年収五万ドルの警官を八六六、一〇年間雇用できたのである。明白なのは、犯罪を予防するための最善で、しかももつとも経済的な方法は、自分たちのことは自分で守るということについてコミュニティを教育することであり、通りにより多くの警官を配備することである。警官たちが通りに実際にいるほうが、かれらがモニターをじっと見ているより、犯罪予防のためにははるかに効果的である。街灯をすこし明るくするといった基本的なことですら、監視カメラよりいっそう犯罪を減らすことができる。ある研究が、街灯を明るくしたことの効果を調べたが、それによれば、そうしたただけで、

犯罪を二〇パーセント減らせたとのことである。²⁴

五 「監視カメラはプライベートな生活には踏み込まない」という神話

「この神話に対して」現実はどうである。カメラの使用が増えてくるにつれて、われわれはますますづぎのようにならざるをえない。すなわち、カメラがわれわれのプライベートな生活に踏み込んでいくかどうか、ではなく、いったいどこまで踏み込んでくるのか、と。監視カメラシステムはアメリカ中でますます用いられており、とくにボルチモア、シカゴ、ニューオーリンズ、ニューヨーク市、ワシントンDCのような諸市で用いられている。小さなコミュニティですら、レンズというのぞき屋の目から自由ではない。「たとえば」アラスカ州のデイルンガムは、人口二四〇〇人だが、八〇台のカメラに二〇万二〇〇〇ドルをかけている。一つの街灯もない町でなんと住民三〇人に一台のカメラがある。カメラは、犯罪を予防する道具としては、「そうした効果があるとしても」せいぜいあやしいな予防効果しかないのに、ますます多くのコミュニティが自分たちの通りにカメラを配備しようとし、それによって、さまざまな面でプラ

イバシーが危険にさらされている。われわれは、諸研究がづぎのような調査結果をだしていることを知っている。すなわち、CCTVによる監視は犯罪全般に対してほとんど効果がないこと、そして、効果があるときでも、犯罪者たちはしばしば、たんに近くのべつの地域に移るだけだということである。²⁵監視されていることがわかっているところでは犯罪者も犯罪を犯さないと理論にもとづいて、カメラがわざわざ目立つように設置されている場所もある。しかし、皮肉なことに、こうしたカメラはときにきわめて見えにくく、そのため、犯罪を減少させるはずのその役割がはたせない。²⁶さらに、カメラはいまやますます小型化し、その結果として、それがどこにあるか言い当てるのが不可能なまでになり、そのため、プライベートな空間がどこで始まりどこで終わるのかもわからなくなっている。そしてさらに、カメラはいまや遠隔操作で、左右に動かしたり、上下に傾けたり、ズームしたり、一回転させたりできるし、昼間でも夜間でもものを見ることができ、ワイアレスでデータも送信できるので、私人であれ公人であれ、そのひとのプライベートな空間のなかに気づかれずにひそかに侵入できる。『フィナンシャル・タイムズ』の女性記者が、イ

見られているが、守られてはいない

ングランドのウェストミンスターにあるCCTVのコントロールセンターの一晚の様子を二〇〇六年に取材した。彼女は、オペレーターが、野球帽をかぶった三人の若者にズームインするのを見た。記者サラ・デュギッドがつぎのように言った。「かれ「オペレーター」がかれらをクローズアップしたので、かれらの携帯電話のブランド名さえ読めるほどです」。するとオペレーターが彼女に言った。「ここから見ると、メールの本文だって読めますよ」と。

自宅にいるひとも、のぞき屋で見たがり屋のレンズの目から自由ではない。「BBCニュース」が二〇〇六年三月に報じたのは、ドイツの首相アンジェラ・メルケルがCCTVによるのぞき見の犠牲者となっていたことである。このようなのぞき見は、ドイツ刑法で禁止されている。ドイツ刑法は、自分のアパートなど「のぞき見から」守られるべき場所にいる人びとを写真に撮ることを禁じ、そうした写真をインターネット上で公表したり配布したりすることは犯罪であるとみなしている。それにもかかわらず、ベルリンのベルガモン美術館の屋根に設置された防犯カメラは、泥棒や暴徒かもしれない人物にではなく、メルケル首相の自宅に向けられていたのであ

る。カメラは彼女のソファにズームインでき、「BBCニュース」の「記者たちは、彼女の夫がテレビを見ているのを見ることができた。カメラは、その報道以来「調整済み」と言われており、いまではもう、この権力者である政府高官「メルケル」の自宅には向けられていない。しかし、われわれの近所の通りやわれわれ自身の自宅を標的にするよう設定されている他の何百万ものカメラについてはどうだろうか。メルケルのプライバシーと安全が侵害されているということは、おそらく、彼女が公人であるがゆえに、彼女にいち早く知らされただろう。しかし、「公人ならぬ」あなたのプライバシーについてはどうだろうか。もしあなたが同じようにモニターされていたとしても、それがあなたにわかるだろうか。そしてもしわかったとしても、そのカメラを「調整」させることは、メルケルの場合と同じように容易だろうか。カメラはいたるところにあふれ、われわれがのぞき見から自由であると思っている場所に侵入してくる。問題は、監視カメラがわれわれのプライバシートナ生活に入り込んでいくかどうかではなく、こうした侵入からどうやってわれわれ自身を守るかということなのである。

結 論

CCTVの使われ方も変わりつつある。イギリスのあの町では、カメラに新しい機能を与えた。すなわち、監視者が、通りにいる人びとに話しかけられるようにしたのである。つまり、もし通りの人びとのふるまいが不適切だと考えられたら、しかも、法律にしたがって不適切というのではなく、監視者の基準にしたがって不適切と考えられたら、監視者はかれらに話しかけられるのである。²⁹ こうした「おしゃべりカメラ」は、アメリカでも用いられている。アメリカの場合、ワシントンDCにあるアパートと企業が両方はいった建物に、管理会社がある監視システムを導入した。アパートに住居する人びとは、警官によってではなく、私企業のために働く警備員によって監視されている。このような監視者の任務は、一般の人びとに仕えることでも、かれらを守ることでもなく、むしろ、企業の商売上の利益を守ることである。そうした任務を与えられた者として、監視者たちは、居住者たちのすることがもしかれらの気に入らなければ、スピーカーごしに威嚇的で侮辱的な命令を発することができるわけである。たとえば、「階段から離れろ」とか、

見られているが、守られてはいない

「そのでかいケツをもってさっさと消えな」といったぐあいである。³⁰ 一例をあげれば、居住者たちが建物のポーチ「玄関」を出たところに座っておしゃべりをしていたところ、自分たち自身の家のまえなのに、そんなところであら、ぶらぶらするんじゃない、と言われたのである。まことにもっともなことだが、アパートの居住者たちはカンカンに怒り、この管理会社と連絡をとり、こうしたシステムを用いることに対して抗議したのである。

それ以外にも、一人ひとりの個人がビデオテープに撮られたり特定されたりすることがますます増えている。個人は他のケースでも同様に録画され、特定されることが増加している。ドイツでは、企業が街頭広告にビデオカメラを埋め込んで、³¹ 広告に対する諸個人の情動的な反応を知ろうとしている。イギリス政府は、警官の帽子にビデオカメラをつけるために、³² 三〇〇万ポンド(約六一〇万ドル)の支出を最近認可した。これは、二〇〇〇以上のカメラ付き帽子を購入し、そして、そのそれぞれが二十四時間テープを回し続けるのに十分な金額である。イギリス政府はまた、「全国ナンバプレート自動読み取り装置」の技術に、三二五〇万ポンド(約六五五〇万ドル)支出した。この技術は、カメラに映った車両のナ

ンパープレートを一時間三〇〇〇プレートの割合で「読み」、車両のデータベースからその所有者を特定するのである。³³ この技術装置は、ロンドンの市の中心部を取り巻く「鋼鉄の輪」と呼ばれるものの一部をなしている。

この区域に入る車は、五二台のカメラによってモニターされ、運転手の一人ひとり、車、ナンバープレートの一つひとつがそのカメラによって撮影されている。³⁴ このシステムにヒントをえたのが、ニューヨーク市によって最近発表された「ロウアーマンハッタン」「マンハッタン南端地域」安全管理構想³⁵である。現在、マンハッタン地区には四四〇〇台以上のカメラがあつて、それらが一般の人びとを監視している。³⁶ 九〇〇〇万ドルの予算が計上されているこの「安全管理構想」によれば、さらに三〇〇〇台のカメラと、毎日この地区に入ってくる何千人もの運転手を追尾するナンバープレート・スキャナーによつて、ニューヨーク市ダウンタウン地区の通りの監視は大幅に強化されることになる。ニューヨーク市は、個人をより特定しやすくするために、CCTVと顔認識技術とを結びつけて用いることを考えている。このような連結システムが用いられれば用いられるほど、ますます個人は即座に特定されうるようになり、そうなればますます

す、そうしたシステムが濫用される潜在的な危険も大きくなるのである。

いつもと同じようなある日、ある交通監視カメラが、あなたが車を運転して仕事に行こうとしているところをモニターしている。あなたが車を駐める場所でもべつのカメラが観察している。そして、あなたが職場に入入りする場所では、あなたがそこに入るときもそこから出るときも、もう一つべつのカメラが観察している。職場から出ると、あなたが図書館に入るところをべつのカメラが追いかけている。そのカメラはきわめて巧妙に、あなたが手にとった本のタイトルをズームインで完璧にとらえ、あなたの肩越しに、あなたが読んでいる本のなかみをそつとのぞき込むことができる。図書館から出ると、ふたたび交通監視カメラが、あなたが食料雑貨店へと車を走らせるのを録画し、いったん店のなかに入れば、あなたが食料や薬品を買っているところを監視している。あなたが家からでるのを追いかけたのと同じカメラが、あなたが家にもどるのを追いかけている。そして、家のなかでも、見えない目が、あなたの親密でプライベートな聖域を、息をひそめて観察される広場に変えてしまっている。だからこそ、ジェイン・ジェイコブズが強調す

るように、「公的な空間とプライベートな空間とのあいだには明確な区別がなければならぬ」のである。彼女がこうした考えはいまやますます重要度を増している。なぜなら、見えない監視者たちは、この区別の線をあやまらにし、かれらが必要と考えるすべてのエリアを、⁽⁹⁾公的な監視の場所に変質させてしまっているからである。

原注

- (一) Jane Jacobs, *The Death and Life of Great American Cities* (New York: Vintage Books, 1992), pp. 31-32. ショーン・シェイコフズ『アメリカ大都市の死と生』(山形雄生訳、鹿島出版会、二〇一〇年)、四七頁
- (二) "Peeping Tom CCTV Workers Jailed," *BBC News*, January 13 2006.
- (三) *Video Voyeurism Prevention Act of 2006*, 18 U.S.C.S. §1801 (2006).
- (四) 「プライベートな部分」とは「裸のなまじは下着はおおむねれた個人の生殖器、恥部、尻、女性の胸」と定義される(前注同所)。
- (五) U.K. Home Office, *Face Value? Evaluating the Accuracy of Eyewitness Information*, Mark R. Kebell and Graham F. Wagstaff, Police Research Series, Paper 102, Policing and Reducing Crime Unit (London: March, 1999).
- (六) U.S. Department of Homeland Security, *Testimony of Lillie Coney, Associate Director of EPPIC, Data Privacy and Integrity Advisory Committee, "Expectations of Privacy in Public Spaces"*, Lillie Coney (San Francisco, CA: June 7, 2006).
- (七) Clive Norris and Gary Armstrong, "The Unforgiving Eye: CCTV Surveillance in Public Space" (Report, Center for Criminology and Criminal Justice, University of Hull, Hull, U.K., 1997); Nacro, *To CCTV or not to CCTV? A Review of Current Research into the Effectiveness of CCTV Systems in Reducing Crime* (London: June 28, 2002) [以下「Narco Study」]
- (八) Mike Dornig, "U.S. Cities Focus on Spy Cameras," *Chicago Tribune*, August 8, 2005.
- (九) Matthew Cella, "Spy Camera Fail to Focus on Street Crime," *Washington Times*, August 13, 2006.
- (十) City Council of the District of Columbia, *Testimony of Marc Rotenberg, Executive Director of EPPIC, Joint Public Oversight Hearing: Committee on the Judiciary on Public Works and Environment* (Washington D.C., June 13, 2002)。証拠は、情報の自由に関する条例の「カメラ」部分についてフレントンDC政府新聞から得られた資料を引用している。この資料は、二〇〇〇年、二〇〇一年、そして二〇〇二年の、DCの都市警察当局が明確に政治的な手行為に参加していた個人を対象にビデオ監視を実行して

見られてゐるが、守られてはゐない

- ふたつねのふたつねの警視庁を監視するに似て
- (11) Jim Dwyer, "Surveillance Prompts a Suit: Police v. Police," *New York Times*, February 3, 2006.
 - (12) U.S. Department of Health and Human Services, *Standards for Privacy of Individually Identifiable Health Information*, Office for Civil Rights, (Washington, D.C.: August, 2003).
 - (13) The Scottish Office Central Research Unit, *Crime Criminal Justice Research Findings No. 30: The Effect of Closed Circuit Television on Recorded Crime Rates and Public Concern About Crime in Glasgow*, The Scottish Government Publications (Glasgow: August 8, 1999). <http://www.scotland.gov.uk/Publications/1999/08/>
 - (14) U.S. Department of Homeland Security, *Testimony of Clive Norris, Data Privacy and Integrity Advisory Committee*, "Closed Circuit Television: a Review of its Development and its Implications for Privacy," Clive Norris, Professor of Sociology and Deputy Director of the Centre for Criminological Research, Sheffield University (San Francisco, CA: June 7, 2006) [24]. "Norris Testimony"; U.K. Home Office, *The Impact of CCTV: Fourteen Case Studies*, Martin Gill et al. (London: 2005). <http://www.homeoffice.gov.uk/>
 - (15) Paisley Dodds, "Police Foil Major Terror Plot in London," *Associated Press*, June 30, 2007.
 - (16) Michael E. Ruane, "Security Camera New Star Witness," *Washington Post*, October 8, 2005.
 - (17) Ruben Castaneda and Del Quentin Wibler, "Arsonist Apologizes But Does Not Explain," *Washington Post*, September 13, 2005.
 - (18) Ryan Davis, "Surveillance Cameras May Soon Be Coming to a Street Near You," *Baltimore Sun*, March 16, 2005.
 - (19) U.K. Home Office, *Assessing the impact of CCTV*, Martin Gill and Angela Spriggs, Research Study 292, Home Office Research, Development, and Statistics Directorate (London: February, 2005). <http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs05/hors292.pdf>
 - (20) Noah Shachtman, "Spycam Force," *Wired*, May 2005.
 - (21) Jane Jacobs, *The Death and Life of Great American Cities* (New York: Vintage Books, 1992), p. 34. ふたつねのふたつね
H○[○]呷
 - (22) Booz Allen Hamilton of the National Capital Area, *Counter-Terrorism Plan for the National Park Service, National Capital Region* (Washington, D.C.: October, 1999).
 - (23) 福社 (24) Norris Testimony 参照
 - (24) 福社 (25) Narco Study 参照
 - (25) 福社 (26) Narco Study 参照
 - (26) ふたつねのふたつねの監視カメラを監視するに似て
 - (27) Sarah Duguid, "Crime Watch," *Financial Times*, Janu-

ary 27 2006.

(82) Ray Furlong, "Germans Probe Merkel Spy Camera," *BBC News*, March 27, 2006.

(83) "Town Trials Talking CCTV Cameras," *BBC News*, September 17, 2006.

(84) Dave Jamieson, "Speaker of the House," *Washington City Paper*, July 7, 2006.

(85) Trinity Hartman, "Advertisements That Watch You Smile," *Deutsche Welle*, July 10, 2007.

(86) Raphael G. Satter, "Britain Takes Surveillance to New Level with Head-Mounted Video Cameras for Police," *Associated Press*, July 13, 2007.

(87) U.K. Home Office, "Operational Policing: Automatic Number Plate Recognition," <http://police.homeoffice.gov.uk/operational-policing/> (October 2007).

(88) Mark Townsend and Paul Harris, "Security Role for Traffic Cameras," *Observer*, February 9, 2003; Stephen Fidler, "Ring of Steel Tightens on Suspect," *Financial Times*, June 29, 2007.

(89) Cara Buckley, "New York Plans Surveillance Veil for Downtown," *New York Times*, July 9, 2007.

(90) Loren Siegel, Robert A. Perry, and Margaret Hunt Gram, New York Civil Liberties Union, *Who's Watching? Video Camera Surveillance in New York City and the Need*

for Public Oversight (New York: Fall, 2006).

(91) Jane Jacobs, *The Death and Life of American Cities* (New York: Vintage Books, 1992), p. 36. シェイコブス、五〇頁

訳者解説 (桜井直文)

1

日本の文化のなかには「見る」ことへのためらいといったものがあるのではなからうか。日本人どうしの会話では、相手の目をじっと見ながら話すということはあまりなく、視線を宙にうかせつつ、あるいは、共通のなにかを見ながら話すということが多い。日本のテレビドラマや映画のなかでも登場人物の多くは、たがいに相手の目を見て話すことがあまりない。テレビがこれほど日本人の家庭にはいりこむことができたのも、テレビに視線を集中することで、たとえ団欒の場でも、たがいにたがいを見なくてもすむといういわばひそかな効用があったからかもしれない。しかしそれでも、家族のような親密なあいだからでは、たがいに見たり見られたりすることはそれほどには意識されない。また、たがいにどこの馬の骨ともわからない群衆のなかにいるときも、ぶつうは

相手やや自分の視線が気になってこまるということはない。そうした視線の意識がもっとも過敏になるのは、きわめて親密な関係でも、匿名の関係でもないような、多少はたがいに知っている者どうしの関係である。日本人に多いと言われる「視線恐怖」や「赤面恐怖」の症状がもっとも多く現れるのもそうした親密度において中間的な人間関係においてであると言われる。もっとも、そうした「恐怖」症がこうじれば、匿名の群衆のなかですら、たとえば、電車のなかで対面に座っているとこのだれともわからない人に対してすら、そうした「恐怖」を感じるようになる。そうした病的な症状が、たとえば欧米の文化においては、日本人においてはほど顕著には現れない、という事実が示しているのは、日本の文化が、比較的、「見る」あるいは「見られる」ということに対してデリケートな感性をもっているということなのだろう。

きわめて親密な関係の相手に対しては「視線恐怖」をそれほど感じないですむということは、親密度と、「見る」「見られる」ということへの許容度が、たがいに比例関係にあることを示すものである。すなわち、たがいに親密な関係においては、相手を見たり相手から見られたいりすることに對してそれほどの抵抗を感じないけれど

も、親密度が減じるにつれて、その許容度は低くなる。だからもし、電車の向かい側に座った男ないし女が自分をじっと見ていることに気づいたなら、われわれはきわめて落ち着かない気持ちにさせられるだろう。しかし、ふつうはそういうことはまずないのであって、われわれは、群衆のなかでたとえわれわれをじっと見ているように見えるひとがいても、それはきつとわたしの頭上の駅名の標識を確かめているのだろう、というふうに、それを無視することができる。わたしをじっと見ているひとはこの群衆のなかにはいない、という、いつてみればある種の安心感が、群衆のなかにいることのある意味での「快さ」をもたらす。ボードレールが、雑踏のなかを「ぶらつく人びと *flâneurs*」を都市のあらたな風俗として肯定的に描いたのも、都市の「自由」をそうした人びとが表現していると考えたからだろう。いわば匿名の人間関係の自由といってもよい。なにかを発言するときも、きみはいったいどのだれか、といったことを問われることはない。そうした気楽さであり、だからこそ可能になる「自由」である。

しかしここで、親密さをまったく伴わない関係のなかで、じっと「見る」という行為が突然あらわれた場合、

いったいなにが起こるだろう。群衆のなかのだれかがじつとわたしを見ているということに気づいたときの落ち着きのなさについてはすでに述べた。いまここで考えようとしているのは、ひとではなく、機械である。「監視カメラ」(「防犯カメラ」とも言うが原語は surveillance camera で同じこと)といわれるものがそれである。いまや、日本においてもいたるところにこの「監視カメラ」が設置されている。ATMや駅の改札口は言うまでもなく、交差点や歩道のように、明らかに公共的な空間においてすらますますこの監視カメラが設置されはじめている。たしかに、ひとにじつと見られていれどぎまぎもしようが、ひとではなく機械だからいいと言うひともあるけれど、ひとがいない。しかし、機械のむこうにはたしかに見ているひとがいる。そして、その映像は、そのときはだれにも見られていなくとも、その録画がいつかだれかによって見られる可能性がつけねにあるのである。人間によって見られることはひとの内面を拘束するものであり(ペンサム)、また、他人によって支配されること(サルトル)ですらある。見られることによってひとはある意味での「自由」を失う。それは機械によるものであろうが、ひとの直接的なまなざしによるものであろうが、あ

見られているが、守られてはいない。

るいは、たんに「見られているかもしれない」という思いにすぎなくても(ペンサムが「パノプティコン」で想定したように) そうなのである。

2

監視カメラは、たしかにわれわれの自由をいくぶんかは奪うかもしれない。しかし、そのことを認めたとしても、今日の社会状況を鑑みれば、安全を確保するためには、それもやむをえない措置なのではないか、そう思うひともしかに在るだろう。しかし、ここで問わなければならないのだが、安全ははたして、他のすべてをおいて実現されるべき最優先事項なのだろうか。もし安全をとことん追求するならば、われわれの社会は、いわば刑務所と病院とを合わせたようなものになるに違いない。この二つのものが究極の安全のモデルだからである。しかし、そうした社会がわれわれが理想とする社会であると考えられるとはほとんどないだろう。刑務所と病院はわれわれの自由がある意味で制限される二つの究極のモデルでもある。つまり、安全の追求は、つねになんらかの自由の制限をとまなうのである。われわれが自分たちの社会の全体が刑務所や病院のようになることを好まない

とするなら、われわれは自由と安全とのあいだでなんらかの妥協点をさぐらなければならない。つまり、これ以上は安全を求めてはならないという一線を引く必要がある。言い換えれば、みずからの安全を社会にゆだねるのではなく、ある一線を越えた危険に関してはみずからそれを管理する、すなわち、リスクを引き受ける覚悟が必要である。そうすることだけが、自由と安全とを両立させる道である。

さらに、監視カメラに話しをもどすならば、はたして監視カメラは、それが実現すると称している当の安全をほんとうにわれわれに保障してくれるのだろうか。ここに紹介するウングの論文が示すのは、監視カメラがそれをかみならずしも保障してはくれない、という衝撃的な事実である。「監視カメラは著しく犯罪を減らす」ということも「監視カメラは安上がりな防犯手段である」ということも、ウングの論文では「神話」として斥けられる。そればかりではない。「監視カメラはプライバシーを侵害しない」という監視カメラ推進論者がしばしば用いるレトリックも神話、つまり、まやかしであることをウングは暴露する。そもそも私的空間ばかりでなく、公的な場所においても、われわれには冒されるべきではないプ

ライバシーの権利がある。たとえ、「悪い」ことをしていなくとも、他人や知り合いに見られたくない行為がある。たとえば、精神科医のもとに通っているところとか、ある特定の知人に会っているところとか、どんなデモに参加しているかなどである。こうしたことは「悪い」ことでもなんでもない。しかし、監視カメラはそうした行為を記録し、場合によっては、公的に暴露する手段ともなりうる。そう考えただけで、われわれの行為は制限され、われわれはつねにそうした視線を気にしながら生活しなければならなくなる。監視カメラは、それが保障すると称する安全を保障せず、そのくせ、われわれのプライバシーの権利だけはしっかりと奪う。そのことを忘れるな、というのがウングの論文の趣旨である。監視カメラのすべてを否定しないにしても、その全能をあまりに信じすぎてはいけない、ということである。

大学には、ウング論文を越えて、さらに特種な事情がある。大学はそもそも自由な空間であることをその存在理由にしている。学問が学問でありうるのは、それが権力や財力や宗教の力から自由だからである。学問以外のロジックによって大学が動かされることがあってはならない。そして学問の自由は、自由な対話に基づいてい

る。権力関係から自由に対話できることこそ、学問の自由、ひいては大学が大学であることの条件である。もしそうした対話がなんらかの理由（たとえそれが安全という理由であったとしても）で阻害されるようなことがあれば、大学は大学でなくなってしまう。たとえ安全が確保されたとしても、大学が大学でなくなってしまうたらいったいなんになるだろう。もし自由が阻害されるような原因が出現するとしたら、それを全力で排除すべく努めることが大学人としての基本的な義務である。ところでもし、監視カメラが大学キャンパス内に包括的に導入されるといことが起こるなら、それはいったいなにを意味するだろう。どの教員（職員、学生）とどの教員（職員、学生）が親しいとか、この教員（職員、学生）はどんな部外者とキャンパス内でつねつね会っているとか、この教員（職員、学生）の行動パターンはどうだといったことが逐一モニターされるわけである。場合によってはある事件の被疑者（無実の可能性だってある）と教員とが研究室で会うこともあるかもしれない。しかし監視カメラがあれば、そうした被疑者はけっして大学キャンパスには寄りつかないだろう。いかがわしい人間だけでなく、大学という自由な対話の空間をほんとうに必

見られているが、守られてはいない

要としている人間までも大学から排除されてしまう。それが監視カメラの「効果」なのである。対話の自由、大学の自由にとってそれがもつ意味は、言わずとも明らかである。

3

最後に、邦訳の原文と著者の紹介をしておこう。邦訳はつぎのテキストの全訳である。

Melissa Ngo, "You Are Being Watched, But Not Protected: The Myth of Security Under Camera Surveillance," in Marci Nelligan & Nicole Mauro (eds.), *Intersections: Sidewalks and Public Space*, ChainLinks, 2008, pp. 119-137. ©2008 ChainLinks/Melissa Ngo

（このテキストの翻訳の掲載に関しては、本号およびそのオンラインバージョンにかぎるとい条件で、著者本人より許諾を得ている。）

著者メリッサ・ウンゴは、ワシントンD.C.のNPO組織「電子プライバシー情報センター」Electronic Privacy

Information Center (EPIC)」の評議会スタッフであり、州と連邦の監視プログラム（監視カメラを含む）、および、人びとのID政策がアメリカの市民と移民に対してどのような影響を与えるかを精査するこのEPICのプロジェクトの統括者である。以前は「USAトゥデー」誌や「ワシントンポスト」誌の記者でもあった。EPICについては上記論文に付された彼女自身の説明があるので、以下にその全文を紹介する。「電子プライバシー情報センターは、NPOの調査センターで、市民の自由にかかわる問題に公共の目を向けることと、プライバシー、憲法修正第一条「議会が宗教・言論・集会・請願などの自由に干渉することを禁じた条項」、および、その他憲法にかかわる諸価値を守ることを目的として設立された。EPICは、監視の問題に関して広い専門性を有している。監視カメラシステムに関する問題もその一部である。EPICは、CCTVに関して地方議会や連邦議会での多くの聴聞会で証言してきた。さらなる情報については www.epic.org を参照のこと。」